

「訪問看護医療情報連携加算」について

東京都看護協会立城北看護ステーションでは、令和 8 年度診療報酬改定に基づき、ICT（医療情報共有システム等）を活用して医療機関、居宅介護支援事業所、薬局など関係機関と情報を共有する「訪問看護医療情報連携加算」の算定を開始します。

訪問看護医療情報連携加算 1,000 円 （月に 1 回）

<施設基準>

- ・利用者の診療情報等について医療機関と ICT を用いて共有し、常に確認出来る体制を有すること。
- ・記録された利用者の診療情報等が連携機関間の協議に基づき一元的に管理されたサーバーで保管されていること。
- ・診療情報等の共有は利用者、その家族又は連携機関（以下「参加者」という。）のうち利用者が同意した者のみにおいて行われること。
- ・参加者の範囲が随時設定可能であること。
- ・参加者が診療情報等を常時閲覧・習得可能で、利用者ごとに時系列で速やかに表示される ICT を用いること。
- ・参加者が常時必要な診療情報等を共有できること。
- ・システムで管理する個人情報、個人情報保護法や厚生労働省のガイドラインに基づき適切に管理すること。

<連携機関>

- ・祐ホームクリニック平和台
- ・ホームクリニックえにし石神井
- ・くらしケアクリニック練馬
- ・やまと診療所練馬
- ・れいわ練馬クリニック
- ・雄飛堂薬局光が丘 IMA 店
- ・光が丘訪問看護ステーション居宅介護支援事業所

東京都看護協会立城北看護ステーション